

# 区民委員会議案説明資料

令和6年9月27日

件名	頁
1 第118号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例 . . . .	2

(区民部)

# 第 1 1 8 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部国民健康保険課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p><b>(1) 健康保険証の廃止に伴う改正</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部を改正する法律による、令和 6 年 1 2 月 2 日からの健康保険証の廃止に伴い、条例改正を行う。</p> <p><b>(2) 一部負担金及び保険料徴収猶予の取り扱い</b></p> <p>令和 6 年 7 月 4 日に、国から一部負担金及び保険料の徴収猶予の取り扱いについて通知が示されたため、以下のとおり条例改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙 3・新旧対照表のとおり）</b></p> <p><b>(1) 健康保険証の廃止に伴う改正</b></p> <p><b>ア 第 6 条、第 9 条の 2 から第 9 条の 5（療養の給付の範囲、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費）</b></p> <p>足立区国民健康保険条例に引用している国民健康保険法の条項の記載を改める。</p> <p><b>イ 第 2 7 条（過料）</b></p> <p>健康保険者証の廃止に伴い健康保険証（被保険者証）に関連した文言を削除する。</p> <p>※ 令和 6 年 1 2 月 2 日時点ですでに交付されている被保険者証は、足立区においては有効期限が令和 7 年 9 月 3 0 日となるが施行日以降の罰則の適用については従前の例である旨を改正後の附則で規定する。</p> <p><b>(2) 一部負担金及び保険料徴収猶予の取り扱い</b></p> <p>令和 6 年 7 月 4 日に、国から一部負担金及び保険料の徴収猶予の取り扱いについて通知が示された（別紙 1、4 ページ参照）。</p> <p>このため、保険料の徴収猶予について条例改正を行う。</p> <p>なお、一部負担金は特別区の共通基準に従い定めた要綱を改正する。</p>

**ア 第23条（徴収猶予）**

国民健康保険の被保険者が職権で生活保護が開始されたことにより治療に要した医療費について保険給付を受けられないことで本人に予期せぬ支払いが請求される事案の発生を未然に防ぐため、資力の活用が可能となるまでの期間（最長で1年）保険料を徴収猶予する。

※ 徴収猶予のイメージ図  
別紙2、5ページ参照

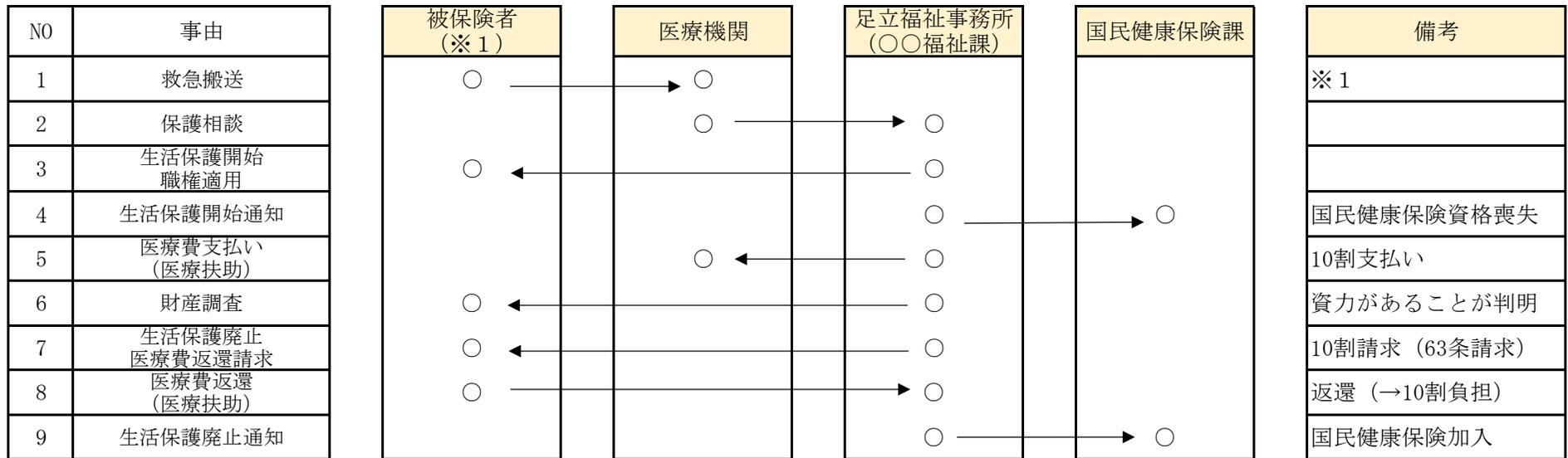
**3 施行年月日**

令和6年12月2日から施行する。

**厚労省通知で示された、徴収猶予の事案の概要**

- 1 認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患として医療機関を受診し、即時入院が必要な場合等がある。
- 2 生活保護部局が職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定し、本人に代わり医療費を支払う。
- 3 職権による生活保護の開始に伴い、国民健康保険の資格を喪失する。
- 4 生活保護の開始決定後、本人に資力があることが判明し、資力の活用が可能となった場合には、本人に生活保護費の返還義務が生じる。
- 5 本人は国民健康保険の資格を喪失しているため、治療に要した医療費について保険給付を受けられないことで予期せぬ支払いが請求される。
- 6 こうした事案の発生を未然に防ぐため、徴収猶予の規定を改正する。

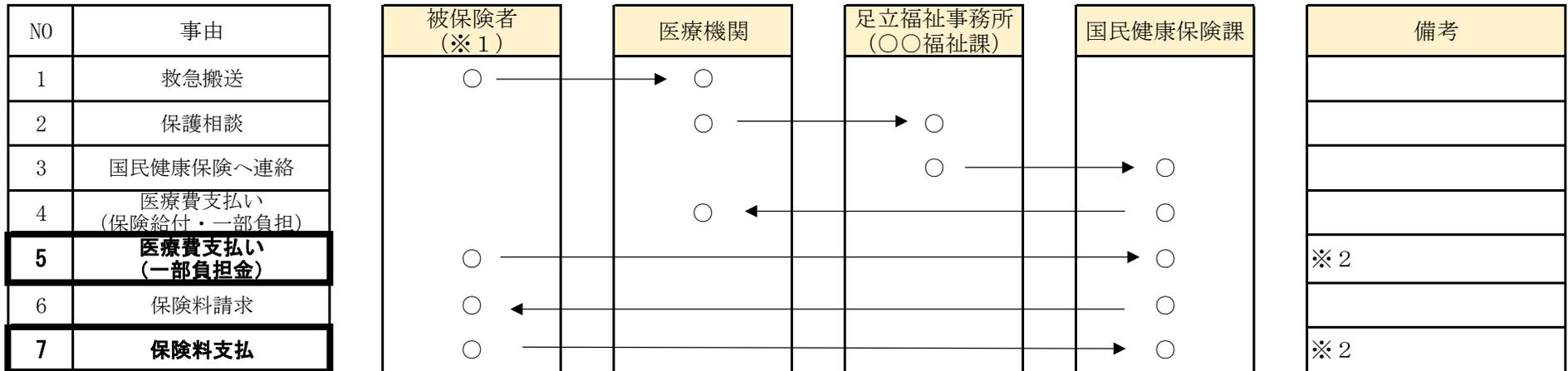
**生活保護で対応する場合**



※1 認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方

徴収猶予導入後

**生活保護の代わりに国民健康保険が徴収猶予で対応する場合**



※1 認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方

※2 本人の資力の有無が判明し、かつ、本人の資力が活用可能となるまでの間、徴収猶予とする  
(根拠法令：一部負担金は特別区の共通基準、保険料は足立区国民健康保険条例)

**【別紙3】足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表**

改正前	改正後
<p align="center">○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項_____に定めるところによる。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条_____に定めるところによる。</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第9条の2の2 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2 _____に定めるところによる。</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第9条の3 保険外併用療養費の支給は、法第53条_____に定めるところによる。</p> <p>(療養費)</p> <p>第9条の4 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5</p>	<p align="center">○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項<u>及び第54条の3第4項</u>に定めるところによる。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条<u>及び第54条の3第4項</u>に定めるところによる。</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第9条の2の2 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2 <u>及び第54条の3第4項</u>に定めるところによる。</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第9条の3 保険外併用療養費の支給は、法第53条<u>及び第54条の3第4項</u>に定めるところによる。</p> <p>(療養費)</p> <p>第9条の4 療養費の支給は、法第54条<u>並びに第54条の3第4項及び第</u></p>



改正前	改正後
<p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第28条～第29条 (略)</p> <p>附則 第1条～第10条 (略)</p>	<p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第27条 区長は、法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした者</u>に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第28条～第29条 (略)</p> <p>附則 第1条～第10条 (略) 付 則 (令和6年●月●●日条例第●●号) <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の前日にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>